

## 契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠案文	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人の 区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募 者数	
血管連続撮影装置管球交換	水戸医療センター 経理責任者 院長 米野 琢哉	6月7日	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37フィ リップスビル	随意契約基準番号18-4 組み込みソフトウエア等製造者の独自性(特許権)が認められる機器であり、他の業者に作業を行わせると作動品質面で医療安全上のリスクが見込まれるため	-	31,738,300						

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。